

項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第11条第5項を次のように改める。

- 5 総務課長等が受領した親展文書は、開封しないものとし、当該親展文書のうち配付先を明らかにする必要があると総務課長等が認めるものについては、特殊文書等受領簿に登載しなければならない。

第11条第8項各号列記以外の部分中「第5項の手続を終えた」を「受領した」に改め、同項第2号中「地方創生局長」の次に「、交通政策局長」を加える。

第12条第1項中「及び電磁的記録に係るもの」を削り、同項ただし書中「、文書収発票（様式第1号の1）及び文書保管票（様式第1号の2）に登載した後」を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「前2項」に改め、同項の表中「並びに文書収発票及び文書保管票への登載並びに」を「及び」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書に規定する方法により收受した文書は、文書管理システムの利用が困難でなくなったときは、文書管理システムにより收受登録を行うものとする。

第14条第2項中「電子文書及び」及び「及び文書保管票」を削り、同条第4項中「渡し、文書の処理が終わるまでの間、文書保管票を管理しなければ」を「渡さなければ」に改める。

第20条の見出しを「（文書管理システムへの登録）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「ときは、当該起案に係る文書保管票を作成しなければ」を「場合であつて、文書管理システムの利用が困難でなくなったときは、必要事項を文書管理システムに登録しなければ」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「文書保管票の作成」を「文書管理システムへの登録」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項を削る。

第21条第2項中「第24条」を「第24条第1項」に改める。

第24条中「地方創生局長」の次に「、交通政策局長」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子決裁に係る決裁文書であつて、文書管理システムにおいて決裁年月日が登録されたものについては、決裁日付印の押印を省略することができる。

第25条第2項中「文書保管票の作成及び管理」を「文書管理システムへの登録」に改める。

第28条第3号中「地方創生局長名」の次に「、交通政策局長名」を加える。

第31条中「（電子文書を除く。以下この条、第34条第4項及び第35条において同じ。）」を削り、「いう」の次に「。次項及び第35条第1項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、電子決裁に係る決裁文書であつて、文書管理システムにおいて公印主任の承認に係る情報が登録されたものについては、同項の認印の押印を省略することができる。

第32条及び第33条中「により」を「を提出して」に改める。

第35条第1項中「、文書収発票及び文書保管票を総務課長等」を「を総務課長等（当該発送され、又は相手方に直接手渡しされた文書が富山県公印規則（昭和62年富山県規則第23号）別表に規定する知事印、知事職務代理人印、副知事印又は県印以外の公印を押印したものである場合にあつては、当該公印に係る公印主任。次項及び次条において同じ。）」に改め、同条第2項中「、文書収発票」及び「及び文書保管票」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、電子決裁に係る決裁文書であつて、文書管理システムにおいて施行年月日が登録されたものについては、施行日付印の押印を省略することができる。

第36条中「に係る文書保管票」を削る。

第37条の見出し中「文書保管票等」を「電磁的記録管理簿」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第52条第2項中「、当該完結文書に係る文書保存票（様式第1号の3）を作成し」を削り、同項ただし書を削る。

第53条第2項中「及び文書保存票」を削り、「これら」を「これ」に改める。

第54条第2項中「完結文書に係る文書保存票及び」を削り、同項ただし書を削る。

第55条第2項中「及び文書保存票」を削り、同条第4項中「文書保管票及び」を削る。

第56条第2項及び第60条中「及び文書保存票」を削る。

第72条の見出し中「文書管理システムによる文書の管理」を「電磁的記録に係る文書の管理等」に改め、同条中「ほか、」の次に「電磁的記録に係る文書の管理及び」を加える。

別表第2中 「

成長戦略室	成長
秘書課	秘

」を

「

成長戦略室	成長
-------	----

」に、

総合交通政策室	総交
観光振興室	観振
スポーツ振興課	ス振
人事課	人
総務課	総

」を

「

観光振興室	観振
交通戦略企画課	交通
広域交通・新幹線政策課	広交
航空政策課	航政
人事課	人
秘書課	秘
総務課	総
行政経営室	行経

」に、

文化振興課	文振
-------	----

」を

「

文化振興課	文振
スポーツ振興課	ス振

」に、

子ども支援課	子
--------	---

」を

「

こども家庭室	こ家
--------	----

」に、

農林水産企画課	農企
---------	----

」を

「

農林水産企画課	農企
市場戦略推進課	市推

」に、

首都圏本部	首都圏
広域消防防災センター	広消
富山県民共生センター	共生セ
職員研修所	職研
公文書館	公文

」を

「

富山県民共生センター	共生セ
広域消防防災センター	広消
職員研修所	職研
公文書館	公文
首都圏本部	首都圏

」に、

衛生研究所	衛研
総合衛生学院	総衛

」を

「

衛生研究所	衛研
-------	----

」に改める。

別表第3の1の項の(9)中「文書保存票及び」及び「文書保管票及び」を削り、同

表の3の項の(7)中「及び第12条第1項ただし書に規定する文書収発票」を削る。

様式第1号の1から様式第1号の3までを次のように改める。

様式第1号の1から様式第1号の3まで 削除

「



様式第7号中

を

← 2センチメートル →

(知事政策局長、危機管理局长、地方創生局长、部長、会計管理者、出先機関の長決裁用)

」

「



に改める。

← 2センチメートル →

(知事政策局長、危機管理局长、地方創生局长、交通政策局長、部長、会計管理者、出先機関の長決裁用)

」

様式第18号を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公表の日

(2) 第11条第8項第2号の改正規定、第24条の改正規定（同条に1項を加える改正規定を除く。）並びに第28条第3号、別表第2及び様式第7号の改正規定

令和4年4月1日

(経過措置)

2 この訓令による改正前の富山県文書管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(総務課)
